

障害のある子の「親なきあと」 ～お金の残し方と管理の仕組み～

2025/11/26

「親なきあと」相談室主宰／行政書士・社会保険労務士
渡部伸

自己紹介

- ▶ 1961年生、福島県会津若松市出身
- ▶ 2014年行政書士開業、同時に「親なきあと」相談室開設
<http://www.oyanakiato.com/>
- ▶ 障害のある子を持つ親のために、自分たちがいなくなつたあと、今ある法制度やサービスをうまく組み合わせることで、子どもが少しでも安心して暮らせるようアドバイス
- ▶ 娘二人、次女は33歳で重度の知的障害
- ▶ 世田谷区手をつなぐ親の会 会長

「親なきあと」の課題とは

- ①お金で困らないための準備をどうするか
- ②生活の場をどこに確保するか
- ③日常生活のフォロー～困ったときの支援はどうなるのか

講演会などで 一番多く聞かれる質問

「子どものためにお金をいくら残せばいい?」



本人がお金で困らないためには、
たくさん残すことより、そのお金が本人の将来のために
使われる仕組みを準備することが大切です!

お金で困らないための準備をどうするか～「親なきあと」の生活を支える仕組み

▶ お金をどうやって残すのか

遺言や信託の活用

▶ お金をどうやって管理するのか

成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用

※子どもの生活能力に合わせて、これらを組み合わせる

子どもが成人前にやっておいて ほしいこと

- ▶ 銀行口座の開設(+キャッシュカード)
 - ▶ 手帳の取得
 - ▶ 障害年金申請の準備
 - ▶ ショートステイの利用
 - ▶ 家族会の入会
- せいぜいこのくらい

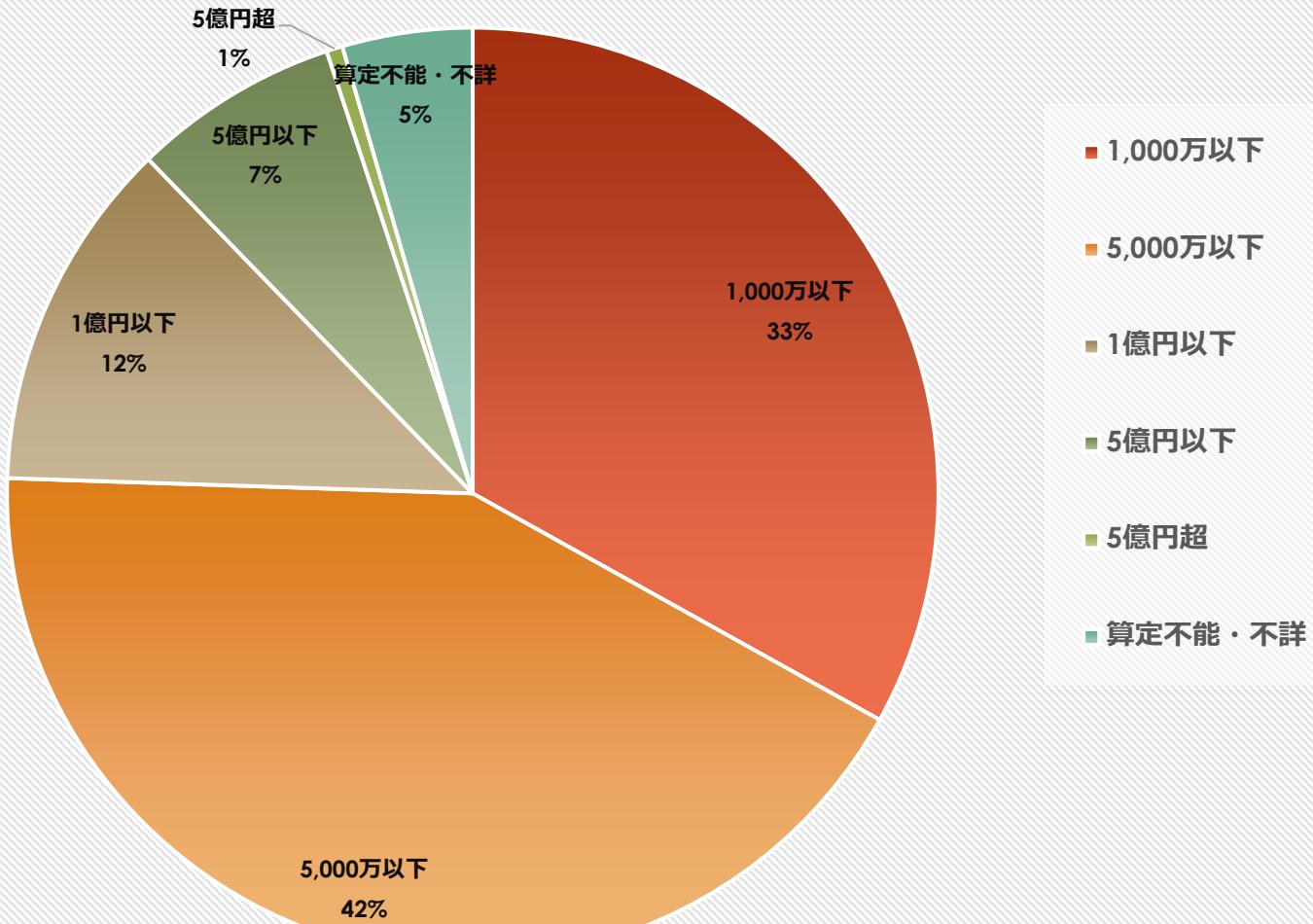
※「今のうちに」と焦ってやらなければいけないことはさほどありません。正しい情報を知っておくことが大切です!

遺言がなぜ必要か

- ▶ 「財産なんて特がない」「家族仲がいいから」そんなことは関係ありません
- ▶ 障害のある子にお金を多めに残したい、というときにも当然効果を発揮
- ▶ 残った人たちが困らないように、自分の意思を残しておくのが親の責任では
- ▶ 何回でも書き直せるので、気楽に書いてみる
- ▶ いきなり書くのは…という人はまずエンディングノートなどで

“争続”は他人ごとではない

家庭裁判所で調停に持ち込まれた財産額



遺言は財産の分け方を決めるもの

- ▶ 亡くなつた方の財産は、遺言がなければ相続人の協議、もしくは法定相続分で配分、ただし遺言があればその内容が優先
- ▶ 法定相続分…配偶者 $1/2$ 子 $1/2$
配偶者 $2/3$ 親 $1/3$
配偶者 $3/4$ きょうだい $1/4$
- ▶ 相続遺留分…配偶者、子、親には一定の財産を取得する権利があるとされる。配偶者と子は法定相続分の $1/2$ 、親のみが法定相続人の場合には $1/3$

障害のある子に多く財産を残したい場合

- ▶ 法定相続分と大きく異なる金額を相続させたい場合は、相続遺留分に注意
- ▶ 父の遺産が6,000万円、遺言で妻に1,000万円、3人の子供のうち障害のある子に5,000万円、他の2人には相続分0とした場合→妻と2人の子には法定相続分の1/2の遺留分がある
- ▶ 遺留分を主張した場合

妻... $6,000 \times 1/2 \times 1/2 = 1,500$ 万円

他の子... $6,000 \times 1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 500$ 万円

障害のある子... $6,000 - 1,500 - 500 - 500 = 3,500$ 万円

※家族で事前に話し合い、納得しておくことが重要!

遺言執行者の役割

- 遺言書が無ければ遺産分割協議書、あっても金融機関に提出する相続手続書類を要求され、相続人全員の署名・実印が必要
- 相続人に障害のある子がいて署名・実印が難しい場合、成年後見人をつけなければならなくなる



- 遺言書に遺言執行者を指定すれば、遺産分割協議書や相続手続書類は原則不要となる
- 遺言執行者は遺言の内容を実現する者、個人でも法人でもOK
- 相続人である家族を指定することもできる
→権利擁護の面からは注意が必要!

※ただし、金融機関によっては遺言執行者がいても同様の書類を要求される場合も

※成年後見人をまだ付けたくない場合、事前に確認して対応してくれる金融機関に資産を移す、あるいは遺言執行者に相続人以外の第三者を指定するなど対策も必要

福祉型(家族)信託とは

- ▶ 信託は子どもに定期的にお金を渡すことのできる仕組み、銀行でなくても可能
- ▶ 親が財産について信託契約を結び、自分が亡くなったあとも子どものために給付してもらう、子どもの亡くなった後の残った財産の行き先まで指定できる
- ▶ ある程度判断能力があり、自分でお金も使えるという人や、一人っ子の場合などに特に有効では
- ▶ ただし、まだ浸透しているとは言い難い。契約書を作成してくれる専門家が必要、受けてくれる家族・親族が必要

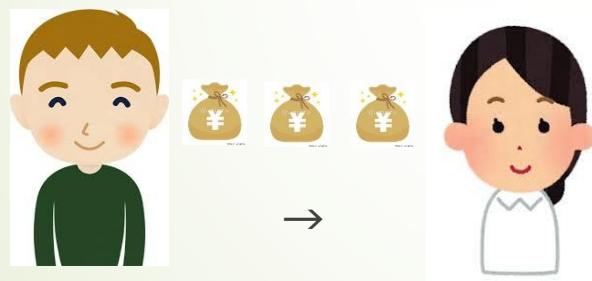
家族信託のイメージ図

▶ 信託契約締結時～母親存命中



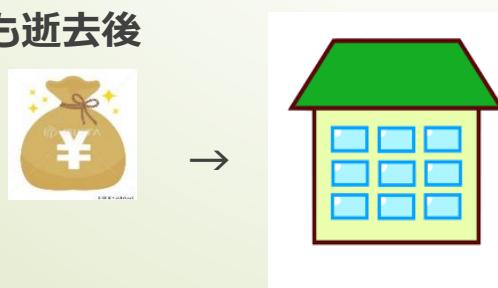
※母親から託された財産を、
甥は責任をもって管理する

▶ 母親逝去～子ども存命中



※契約に従って、子どもに定期的
にお金を渡していく

▶ 子ども逝去後



※残ったお金は、甥に渡す、社会
福祉法人に寄付する等、
契約で定めておく

福祉型信託を利用するには

- ▶ 契約書を作成してくれる専門家が必要
 - ・家族信託普及協会
 - ・民事信託推進センター
- ▶ 家族・親族がない場合
 - ・ふくし信託株式会社

信託制度を利用した商品①

▶ 生命保険信託(一部の保険会社)

死亡保険金を一括ではなく信託財産として定期的に給付

→障害のある子を受取人にした場合、突然大金を本人が手に
することを防ぎ、必要な設定額だけ毎月渡すことができる

取り扱っている保険会社

- ・ジェイアイシー
- ・プルデンシャル生命

信託制度を利用した商品②

▶ 遺言代用信託(信託銀行、一部の地方銀行等)

- ・数百万～3,000万円までの間で、一時金型と年金型がある
- ・管理報酬は基本的にからない(一部必要となる金融機関や信託商品もある)
- ・保険と違い親の健康状態を問われることは無い

取り扱っている信託銀行

- ・三菱UFJ信託
- ・三井住友信託

(みずほ信託は新規申し込みの受付は停止)

信託制度を利用した商品③

▶ 特定贈与信託(各信託銀行)

- ・特別障害者は6,000万円、特定障害者は3,000万円まで、非課税で贈与できる
- ・生活費や医療費として、定期的に本人に給付される
- ・運用益は期待できるが、信託報酬や管理費用はそれなりにかかることがある

※注意点

- ・贈与なので、途中でやめるということはできない
- ・成年後見人がいないと信託銀行が受けてくれない?
- ・信託契約の成立後から給付スタート→親が亡くなった後ではない

障害者扶養共済制度

- ▶ 保護者が死亡または重度障害になったとき、障害者に毎月2万円(一口)の年金が生涯にわたり支給。2口まで加入できる
- ▶ 加入できる人・障害者を扶養している満65歳未満の人、障害者・①知的障害、②身体障害者手帳所持1~3級、③精神または身体に永続的な障害のある①②と同程度
- ▶ 障害者1人について、加入できる保護者は1人
- ▶ 申し込み窓口は、市区町村の障害福祉担当部署

掛け金と払込期間

- ▶ 掛け金は5歳刻みで上昇 (一口あたり月額)

- ・ 35歳未満 9,300円
- ・ 35歳～40歳未満 11,400円
- ・ 40歳～45歳未満 14,300円
- ・ 45歳～50歳未満 17,300円
- ・ 50歳～55歳未満 18,800円
- ・ 55歳～60歳未満 20,700円
- ・ 60歳～65歳未満 23,300円

- ▶ 加入日から20年経過、65歳到達の両方に該当すれば掛け金の払い込み終了、払込期間中に亡くなつた場合はそこで終了
- ▶ 満期まで払い込んだ場合の比較と、元が取れる期間

34歳で加入→ $9,300 \times 12 \times 31$ 年間=3,459,600円(14.4年)

60歳で加入→ $23,300 \times 12 \times 20$ 年間=5,592,000円(23.3年)

個人型確定拠出年金(iDeCo)

- ▶ 親と同居中の障害基礎年金を積み立てておいて、将来の老後資金として活用する
- ▶ 扱っているのは銀行、証券会社など多くの金融機関
- ▶ 毎月積み立て、原則60才から年金受け取り
- ▶ 国民年金の被保険者が加入条件だが、保険料の法定免除を受けている障害基礎年金受給者も加入OK
(2017年1月から)
- ▶ あくまで本人のお金を積み立てるので、本人の承諾が必要
- ▶ 原則的に途中解約はできない

お金をどうやって管理するのか

- ▶ (A) 判断能力が不十分な場合→成年後見制度(法定後見)の利用
判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3類型
- ▶ (B) ある程度の判断能力はあるが、日常的な金銭管理等に不安
がある場合→ 日常生活自立支援事業の利用

(A)成年後見制度の基本理念とは

- ▶ ノーマライゼーション

障害者も可能な限り地域社会の一員として、通常の生活が送れるような環境や仕組みを作り出す

- ▶ 自己決定権の尊重

自分のことは自分で決めることができ、その意思をみんなが尊重する。その人の持っている力を最大限生かして、自分らしく生きる

- ▶ 身上の保護の重視

財産管理のみに偏らず、身上保護にも力を入れた後見活動を行う

成年後見制度の基礎知識

- ▶ 判断能力が不十分な人の財産や権利を守るために、その人を保護して援助してくれる人を付けてもらうもの
- ▶ 民法に基づく法定後見と、任意後見に関する法律に基づく任意後見の2種類
- ▶ 法定後見には、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3パターン、自分でできることは自分で決めるという精神
- ▶ 申立ては家庭裁判所に行う。成年後見人は希望を出せるが決定するのは家庭裁判所

親族の後見人は裁判所が認めない?

- ▶ 親やきょうだいを後見人候補者として申立てしても、裁判所が専門家を選任してしまうと言われている
 - ▶ しかし2019年3月、最高裁が「後見人には身近な親族を選任することが望ましい」という考え方が示された
 - ▶ 2020年から、後見申立て時に親族を候補者として記載されている割合が発表されるようになった
- ↓
- ▶ 2024年に親族を候補者としたものは、後見人が選ばれた全件数(38,788件)の21.3%(約8,262件)
 - ▶ 同年に親族が後見人等に選任されたものは7,077件
 - ▶ $7,077/8,262 = \text{約}85.7\%$
 - ▶ **約86%は、親族後見人が認められている!**

後見人は何をしてくれるのか

- ▶ 財産管理…本人の預貯金の出し入れ、保護、不動産などの管理、処分
- ▶ 身上保護…診療、看護、福祉サービスなどの利用契約
本人との面談(ただし専門職の後見人はあまりしてくれないかも…)
※介護的な対応は、後見人は原則しない

専門職後見人の不正の問題は?

- ▶ 2014年の後見人による横領金額は、過去最高の約56億7千万円
- ▶ 弁護士ら専門職による不正は約5.6億と全体の1割程度、約9割は専門職以外の不正(家族、親族による不正がほとんど)
- ▶ ただし専門職の不正は100%悪意があり、額も大きい
- ▶ 不正を防ぐための制度(後見制度支援信託、後見監督人)により2015年以降は減少
- ▶ 2023年の被害額は約7億で、2014年の1/8程度まで減少。(専門職の不正は2.7億)

障害のある子と成年後見制度

- ▶ 基本的な考え方→判断能力が不十分なら成年後見制度、ある程度の能力があれば日常生活自立支援事業の利用
- ▶ 成年後見制度は若い障害者には向いていない?
- ▶ 一度後見が始まると、途中でやめることは基本的にできず、本人が亡くなるまで制度は続く
※ただし症状回復した場合は後見の取消請求も可能
- ▶ 第三者後見人の場合、本人の収入は障害年金だけなのに、長期間後見費用を払い続けなくてはならない
- ▶ 親族が後見人の場合でも、後見監督人がつくとお金が必要

では成年後見は使えない制度 なのか?

- ▶ まだまだ子どもの面倒はみられる、という自信があつたら「待つ」という選択肢も有力
- ▶ 親がひとりで、自分の健康に不安が出てきたときには後見制度の検討を
- ▶ きょうだいがいて、手続きを託せるようなら、両親がなくなったあとでも構わない
- ▶ 相談できる場所を知っておくことが大切(成年後見センター、親の会など)

後見制度の使用は無期限から有期限へ

- ▶ 現在は一度始めたらやめられない成年後見制度だが、有期限に変更して、必要があれば更新する
- ▶ 後見制度終了後は日常生活自立支援事業や新たな事業を創設して本人をサポートする
- ▶ 2026年度までに民法などの関連法改正を目指す
- ▶ 後見人が支援する行為の範囲を限定する、状況に応じて後見人の交代を可能にするなども検討事項

(B)日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)とは

- ▶ 成年後見は判断能力の不十分な人のため、こちらは契約する判断能力はあるという人のため
- ▶ 福祉サービスの利用援助、金銭や書類管理などができる。成年後見の簡易版
- ▶ 事業主体となる社協などから、支援員が派遣され訪問。見守りの効果も期待できる
- ▶ ただし後見人のような権限や強制力はないため、本人の指示に従った支援が原則

サービス内容と費用(群馬県)

- ▶ 福祉サービスの利用援助(手続きに関することなど)
日常金銭管理サービス(預貯金の出入、公共料金の支払)
1時間あたり1,500円
※住民税非課税世帯は500円公費助成
※生活保護世帯は全額公費助成
- ▶ 書類等預かりサービス(年金証書、通帳など)
金融機関の貸金庫代が別途必要

成年後見を利用するのは まだちょっと...という人に

親が元気なうちに以下のようない制度をスタート

自分の体力や判断力が衰えてきたら、その時には子どものために
成年後見制度を利用できるように準備

- ▶ 任意後見制度→親が任意後見契約を結び、子どもの後見申立てを働き掛けてもらうことも契約事項に入れておく
- ▶ 日常生活自立支援事業の利用
- ▶ 親自身の社会参加(親の会、近所付き合い、お仕事、趣味のサークル、ボランティア活動...)
 - いざというときのセーフティネット
 - 接点が多いほど気づいてもらいやすい!

最後のセーフティネット～ 生活保護について

- ▶ 受給のための条件
 - ・ 利用し得る資産は活用する
 - ・ 能力の活用→働く人はそれにより収入を得ること
 - ・ 扶養を優先→扶養義務者(3親等内の親族)から援助が受けられる場合はそちらを優先、ただし親族は断ることもできる
 - ・ 他法が優先→年金を受け取れる場合、そちらを優先。それでも最低限の生活が維持できない場合、足りない分を受給できる
 - ・ 世帯単位→上記の条件は世帯全員に当てはまる ※世帯分離は条件あり
- ▶ 資産価値のあるものの現金化
 - ・ 持ち家や車は処分が原則だが、所有が認められる場合もあり
 - ・ 生命保険は解約が原則
 - ・ テレビ、エアコン、携帯電話はOK
- ▶ 具体的な金額
 - ・ 保護開始時に認められる預貯金は、「最低生活費」の半分まで(8~9万円程度)
 - ・ 受給額は、都内単身者の場合約13万円(生活扶助+住宅扶助)

生活保護申請の流れ

- ▶ 福祉事務所で相談
- ▶ 申請書の入手、書類の作成
- ▶ その他の資料の準備(身分証明書、預貯金通帳、収入を確認できる書類など)
- ▶ 申請、面接
- ▶ 調査…訪問調査、資金調査、扶養義務者への照会など
- ▶ 決定…原則、申請から14日以内に連絡

その他の支援制度

▶ 生活福祉資金貸付制度

- ・低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉、社会参加の促進を図る制度
- ・連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合の利子は年1.5%

▶ 生活困窮者自立支援制度

- ・生活保護の条件には当てはまらないが、生活に困窮している人を支援する制度
- ・自立相談支援や住居確保給付金の支給、就労準備支援などの事業を行う
- ・前橋市の窓口は「まえばし生活自立相談センター」(市役所1階社会福祉課執務室内)

プリペイドカードによるお金の管理

- ▶ 本人の日常的な買い物に活用できる
- ▶ チャージ式プリペイドカードと、スマホ/パソコンを組み合わせた機能がついたキャッシュレスサービス
- ▶ 一日の予算設定ができ、使いすぎを防止
- ▶ 親や家族、グループホームの支援員などが、PC等で使用状況を確認できる
- ▶ マスターカードと連携しているので多くのお店で使用可能
- ▶ KAERU株式会社<https://kaeru-inc.co.jp/>

暮らしの場によって違う生活費

- ▶ 入所施設のお金の仕組み

一定のお金が残るように設計されている

- ▶ グループホームのお金の仕組み

基本は障害年金でまかなえるようになっている

※ただし地域によって家賃や助成金の差が大きい、確認が必要

(例)収入・障害基礎年金2級+年金生活者支援給付金=7万

家賃助成・国のみ1万→合計8万

支出・家賃5万+食費、光熱水費、日用品費=2万→収支+1万

- ▶ 賃貸住宅に住む場合

家賃に対する金銭的な助成措置は無いが、入居に必要な支援を行う、居住サポート事業あり

個別相談のご案内

ゆうちょ財団のホームページからお申し込みできます。

<https://oyanakiato-yucho-f.rsvsys.jp/>

「ゆうちょ財団 親なきあと」で検索してください。

カレンダーで渡部担当の時間が○になっていたら、
そこから入って相談内容等を記入してください。
もちろん無料です。

※オンライン相談も行っています

本人の老後に不安がある

- ▶ 本人は40代の男性、5年前からグループホームに入居
 - ▶ 知的障害者の老後について、どのような対応になるのか
- ↓
- ▶ 生活支援員、計画相談事業者、成年後見人などが関わって、高齢者施設や病院など次の居所を確保
 - ▶ 定期的に支援者が集まるケース会議が理想

高額の契約を結んでしまった

- ▶ 30代の軽度知的障害者本人からの相談、グループホームに入居中
- ▶ 携帯ショップでつい勧められるがままに契約したら、多額の請求書が来てしまった



- ▶ クーリングオフの期間が過ぎていても、消費生活センターで対応してくれる可能性がある
- ▶ ぜひグループホームの世話人さんなど支援者に相談して

※初期手数料などを除き、無事解約できたとのこと

お金がギリギリだが、一人暮らしを続けたい

- ▶ 40代男性本人からの相談、精神障害、年金受給、障害者雇用で就労中
- ▶ アパートで独り暮らししているが、毎月の収支は赤字で母親から借錢している。どんな支援が受けられるか



- ▶ 生活困窮者自立支援制度が有効では
- ▶ 経済面を含めた困難に対して、個々の状況に応じたアドバイスをしてくれる、自治体によって運営事業者が異なるので確認を
- ▶ 家賃が安く、障害者優先枠のある公営住宅に転居も検討を

親の認知症がすすんできた

- ▶ 姉からの相談。障害者本人は40代男性、80代前半の母親と二人暮らし。中程度の知的障害で、身辺自立はしているが、金銭管理などはできない
- ▶ 日常的な金銭管理は母親がしていたが、最近認知症の初期症状が出てきた



- ▶ 日常生活自立支援事業の利用
- ▶ 住まいのこととも早急に検討
- ▶ 判断能力が衰えていることは、自分ではなかなかわからない、それを察知してもらえる環境が必要

遠方に住むきょうだいができることは

- ▶ 本人は40代女性、知的障害、発達障害、相談者は妹
 - ▶ 母と姉は実家で二人暮らし。母が近々高齢者施設に入居することになり、姉は現在の家で一人暮らしを希望。その思いは叶えてあげたいが、遠方にいる自分は何ができるか
- ↓
- ▶ 現在福祉サービスは利用していないが、計画相談事業者とは契約しているようなので、一度連絡を取ってみて、姉の一人暮らしに必要な福祉サービスを組み立ててもらうことをお願いしてみる
 - ▶ 日常生活自立支援事業についても、可能であれば一緒に社協に出向いて話を聞いてみる
 - ▶ 地域の支援者につなげることが重要

妹の通帳を、兄から渡せと言われる

- ▶ 本人は50代女性、知的障害、GH入居中、相談者は姉
- ▶ 妹の金銭管理をしているが、お金に困っているらしい兄から、自分が管理するから渡せと言われている



- ▶ この場合は成年後見制度の利用を検討すべき。姉ではなく第三者に管理してもらうことがベター
- ▶ 申立てに際して、兄は同意しないかもしれないが、申立書に現状を書いておくことで後見人にも理解してもらえる
- ▶ 地域の成年後見センターに相談を

親がすべてやってしまって、本人にやる気がない

- ▶ 本人は60代の男性、ダウン症、軽度知的障害、相談者は弟
- ▶ 母親がなんでも面倒をみてきてしまったので、経験を積めずに実際より重い障害に見える
- ▶ 母が高齢者施設に入居することになり、一人暮らしを始めたが、自分からは動こうとせず、なんでも私に頼ろうとする



- ▶ 兄自身が地域の支援を受けられるようにするために、なるべく先回りせず、本人が動くのを我慢して待つ
- ▶ 本人から一人暮らしの前向きな相談が来たら、日常生活自立支援事業などにつなげる
- ▶ 本人に身の危険があってはいけないので、ご近所や民生委員などにお願いしておく

なるべく後見制度は使いたくない

- ▶ 本人は20代男性、重度の知的障害
- ▶ お金のことは本人はわからないので、後見制度を考えなくてはいけないが、お金がかかると聞いているので、なるべく後回しにしたい



- ▶ 使いたくないのであれば無理に利用する必要はない。
- ▶ まず両親がいたら不要、親が一人になって、子どものお金の管理や手続きが不安になったら、それから考えても十分間に合う。また、きょうだいに手続きを託すということも考えられる
- ▶ どこに相談に行けばいいのか、窓口を知っておくことが大切
- ▶ ただし本人が署名できないと、遺産分割協議書作成時に後見人が必要になることがあるので、遺言執行者を指定した遺言を作成しておくこと

本人の楽しみにお金を使わせたい

- ▶ 本人は30代女性、重度の知的障害
 - ▶ 将来娘に後見人は必要だと思うが、行きたいところ、食べたいもの、着たいものなど、本人が楽しいことにお金を使わせないのが不安
- ↓
- ▶ 成年後見人は単にお金を管理するのが仕事ではなく、本人が楽しく暮らせるよう支えるのが仕事
 - ▶ 後見人だけに任せるではなく、本人を支える支援員や計画相談などに、本人のためにこういったお金を使ってほしいという情報をノートなどにまとめて、共有してもらうことが大切

早めに後見制度を使いたい

- ▶ 本人は20代女性、重度知的障害、相談者は母親
 - ▶ 一度始めたらやめられないなど、後見制度のデメリットは理解しているが、本人の権利を守るために早めに利用したい
 - ▶ 具体的な進め方をどうすればいいか
- ↓
- ▶ 後見制度の理念は素晴らしいと思うので、デメリットも知ったうえであれば、ぜひ利用してほしい
 - ▶ 地域の成年後見センターで、手続きや必要書類などについてアドバイスが受けられる
 - ▶ 父親はあまり積極的ではないとのことだが、家族が納得することが重要なので、できれば一緒に話を聞いてほしい

親権を利用した任意後見制度について

- ▶ 息子さんは16歳、特別支援学校の2年生
 - ▶ 子どもが成人になった後に後見制度を利用すると、裁判所が勝手に後見人を決めてしまう。親権があるうちに親が任意後見契約を結んでおくと、将来親が任意後見人になれる
 - ▶ 今のうちにやっておかないと大変なことになると言われた
- ↓
- ▶ 将来の安心のために契約したいということであれば問題ない
 - ▶ ただし、親族を後見人の候補者として申し立てれば、9割近い確率でそのまま認められている
 - ▶ スポット的な利用も認められる見通し
 - ▶ これらの情報を踏まえて、本当にこの契約が必要か、考えてみると大切では

かわいくて手放せません

- ▶ 本人は20代男性、軽度知的障害、母親と二人暮らし
- ▶ いつまでも一緒に生活できないのはわかっているが、この子がいなくなると寂しくなる、かわいくて手放せないというのが正直な思い



- ▶ 気持ちはわかるし、急ぐ必要はないが、どこかで親離れ、子離れはする必要がある
- ▶ ショートステイなどで少しずつ親と離れる生活を経験させてあげてほしい
- ▶ 本人の希望を聞きながら、計画相談などの支援者を交えて、将来の暮らし方について話す機会をもってみては

福祉の手厚い地域はどこか

- ▶ 本人は中学生、特別支援学級、知的障害
 - ▶ 娘は学校や放課後等デイなど支援者の方に恵まれているが、将来も安心して暮らすために、福祉が手厚い地域を選んで引っ越したい
 - ▶ どう調べたらわかるのか
- ↓
- ▶ 確かに地域によっていろいろな差はあるが、すべて恵まれているという地域はなかなかみつからないのでは。施設や制度で凸凹がある
 - ▶ 今が良くてずっといいとは限らないし、逆もあり得る
 - ▶ 本人が楽しく生活できているのなら、今の暮らしを大切にするという選択肢も

家族で情報共有の場をどのように持つか

▶ 本人は48歳の男性、知的障害で障害者支援区分は3。両親と3人で同居

▶ 親なきあとの準備について、どう話を切り出せばいいか



▶ 遺言をきっかけにする、市販のエンディングノートを活用する

▶ 「ライフスタイルカルテ」を記入して情報共有

▶ それぞれが情報共有することで、家族みんなで対策を考えられる

将来子どもが困らないために、やっておくことは何か

- ▶ 定期的にお金の入る仕組みを用意する(年金、手当、信託など)
- ▶ そのお金が子どもの生活に使われる仕組みを用意する(成年後見、日常生活自立支援事業など)
- ▶ 生活の場=住む場所を確保する
- ▶ 困った時に頼れるルートを確保する

※もしここまでの準備が思うようにいかなくとも、地域の中で接点を持っていれば、子どもの面倒はきっと周囲の方々がみてくれます

ある障害者の事例から

- ▶ 身体と精神の障害がある40代の女性。年金受給できず生活保護を受け、措置でGH入所。若いころから作業所に通っていて社会との接点はずつとあり、何か問題があると本人を支える人が集まる体制ができている。
↓
- ▶ 社会との接点があることで安心安定した生活を続けられている。お金の有無は関係ない。
- ▶ ポイントはチームで支援する状況をつくること
- ▶ 後見人は全権委任を受けた存在ではない、権限はあるがあくまで支援チームの一部

「親なきあと」について お伝えしたかったことのまとめ

- ▶ 社会と接点を持つ=子どものことを話せる相手を見つけておく
- ▶ 状況は良くなっている、と気楽に構える
- ▶ 最低限の準備はしておく
- ▶ いざとなつたら何とかなる!

「親なきあと」の対策をまとめた 著書の紹介

『まんがと図解でわかる 障害のある子の
将来のお金と生活』（20年6月刊行）

※将来の「親なきあと」に必要な準備を、
まんがと図表を使ってわかりやすく解説



『Q&Aと事例でわかる 障害のある子・
引きこもりの子の将来のお金と生活』
(24年7月刊行)

※よくある質問と回答、相談とアドバイスで構成、
具体的なやりとりを通して、
やるべきことをイメージできる本

